

社会福祉法人 翔美会
短期入所生活介護事業所 やすらぎの里道場
介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1条（事業の目的）

この規程は、社会福祉法人翔美会が設置運営する短期入所生活介護事業所やすらぎの里道場（以下「事業所」という）が行う介護予防短期入所生活介護事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

従業者は、要支援状態にある高齢者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、事業の実施に当たっては、利用者ごとにその目標を設定し、計画的に行うと共に、関係する行政諸機関、地域の医療・保険・福祉関連機関等と連携し、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 短期入所生活介護事業所 やすらぎの里道場
- (2) 所在地 神戸市北区道場町塩田3080番地

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業の従業者は、指定介護老人福祉施設やすらぎの里道場の従業者と兼務するものとする。

職 種	定 数	付 記
施 設 長	1名	併設介護老人福祉施設長との兼務
医 師	1名	非常勤 嘱託医
生 活 相 談 員	2名	
介護支援専門員	3名	兼務可能
看 護 職 員	5名	
介 護 職 員	41名	
事 務 職 員	5名	
管 理 栄 養 士	1名	併設介護老人福祉施設との兼務
調 理 員		必要に応じて配置する
機能訓練指導員	1名	
介 助 員		必要に応じて配置する

- 2 介護看護の人員数は看護・介護人員配置基準による3：1を下回らない員数とする。
ただし、国が定める非常勤職員の常勤換算数を含むものとする
- 3 調理員及び介助員は、必要に応じて置くことができる。

第5条（利用定員）

利用定員は併設する短期入所生活介護事業を含めて20名とする。

第6条（介護サービスの内容）

介護サービスの内容は次のとおりとする。

- （1）生活援助・相談（介護予防短期入所生活介護計画作成を含む）
- （2）機能訓練・常動作訓練（それに関連する諸計画作成を含む）
- （3）日常生活介護
- （4）健康状態の確認
- （5）送迎
- （6）食事サービス
- （7）入浴サービス
- （8）その他利用者に対する便宜の提供

第7条（利用料等）

介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。

- （1）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合等は、該当する介護サービス費の全額。
- （2）食費及び滞在費。（介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とするがそれ以外の利用者については重要事項説明書に記載された額とする）。
- （3）この他、その利用者に負担して頂くことが適当と認められる費用の実費。
- （4）前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書（重要事項説明書等）で説明をした上で、支払に同意を受けることとする。

第8条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は、神戸市、三田市及び西宮市とする。

第9条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1）健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- （2）管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- （3）担当介護支援専門員とよく相談し、事業利用目的を明確にした上で利用すること。
- （4）施設設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の助言に従い十分に注意すること。
- （5）緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- （6）サービス利用開始時には、介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証等の提示を行うこと。
- （7）第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第10条（緊急時における対応方法）

従業者は、介護サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡し又、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告し、内容を記録しなければならない。

第11条（非常災害対策等）

非常災害に関しては、防火管理者を定めて消防計画を策定するものとし、毎年定期的に、必要な訓練及び非常災害に関する設備等の点検を行う。

- 2 事業者はその設備備品について保守点検及び清潔保持の処置を行い、常にその安全・衛生管理に充分留意するものとする。

第12条（事業継続計画）

事業所は、感染症や非常災害時に発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

第13条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、利用者及び関連する個人情報について、関係法令及び厚生労働省によるガイドライン等を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報は、事業所でのサービス提供以外の目的には原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 4 事業所は、その従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

第14条（従業員の資質向上）

事業所は、従業員の資質向上を図るため、採用時研修及び継続研修の機会を設けるものとし、業務体制の整備に努めると共に従業員の自発的な研修研鑽を奨励する。

第15条（虐待防止に関する事項）

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年4月 1日から改定する。

この規程は令和6年4月 1日から改定する。